



基準協会だより

No.86



2023(令和5)年も“安全第一義”で !! “知恵ふくろう”で安全衛生対策を創造しましょう !



新年 あけまして おめでとうございます

目次

新年のご挨拶 高田労働基準協会長	2
新年のご挨拶 上越労働基準監督署長 様	3
上越労働基準監督署からのお知らせ	4
○労働災害発生状況(令和4年) ○「必ず確認、最低賃金」	
○STOP! 長時間の荷待ち 自動車運転者の「安全確保の徹底」	
○有害業務に係る歯科健康診断結果報告書(新設)	
○冬季無災害運動推進	11



発行 高田労働基準協会 上越市春日野1丁目5-10
☎025-523-9595 FAX025-522-9599

新年のご挨拶

「第14次防」がスタート!!



高田労働基準協会 会長

タワーパートナーズセミコンダクター株式会社

こたに なおき

新井地区総括 粉谷 直樹



新年明けましておめでとうございます。

高田労働基準協会会員事業所の皆様におかれましては、清々しい新年をご家族の皆様と共に迎えにいられているのことに心よりお慶び申し上げます。

また、平素より当協会の運営に多大なるご理解を頂くとともにご支援、ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

昨年は、3年目となる新型コロナウイルス感染拡大防止対策により、世の中の諸行事は引き続き、中止、延期、縮小と当協会の会合や行事等につきましても感染流行以前の常態には戻れず、皆様にはご迷惑をお掛けしたこととお詫び申し上げます。そのような中ではありますが、直近では感染対策のコツを掴みつつ、通常に近い状態を取り戻そうとする努力も見られるようになり、新潟県労働基準協会連合会としても3年ぶりに9月15日、新潟県労働安全衛生大会が開催され、私も参加して参りました。

さて、本年は「第13次労働災害防止計画5か年計画」が終了し、その成果を精査し、出来なかった内容を素直に反省し、新しい計画目標として繋げていかなければなりません。令和4年の上越労働基準監督署管内の労働災害発生状況（休業4日以上・速報値）に関しては、414件（前年比+106件）となり、目標に対して未遂という結果となりました。その内訳としては、令和3年と令和4年は「コロナ」の影響があった中、令和4年は146件がコロナの影響による件数となっております。引続き、職場での地道な感染拡大防止対策を継続していくしかありません。但し、令和4年は死亡労働災害に関しては2件と令和3年と比較して3件減少しており、良い傾向になっているものの、死亡労働災害につきましては何としても「ゼロ」を目指していかなければなりません。また新潟県内においては、昨年2月に村上市で発生した製菓工場の火災で6名の方が亡くなった訃報は記憶に新しいことだと認識しております。決して対岸の火事とは捉えずに教訓として我々も今後の安全衛生活動に活かしていかなければいけません。残るは「転倒災害」の防止であり、60歳以上の雇用延長に伴う労働者の高齢化が影響していると思われます。啓蒙活動や体力が衰えていることへの自覚、運動の推進などが重要かと考えます。

本年は「第14次労働災害防止計画」が始まります。コロナの影響も必要最小限に抑えつつ、他の災害も含め、被災者を出さないという強い信念の基、労働災害撲滅には、地道な活動を継続していくしかありません。引続き、協会会員事業所で働く人皆さんが幸せになるように活動していきましょう。

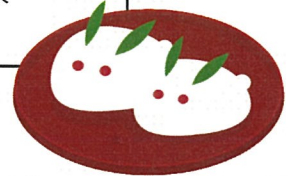
最後になりますが、今後とも当協会へのご支援、ご協力を心からお願いを申し上げますとともに、上越労働基準監督様ならびに各会員事業所の皆様の無災害、益々のご発展とご多幸を祈念致しまして、年頭の御挨拶とさせていただきます。





新年のご挨拶

上越労働基準監督署
署長 寺嶋 茂 様



新年あけましておめでとうございます。

高田労働基準協会会員事業場の皆様におかれましては、穏やかな新春をお迎えのこととお慶び申し上げます。また、日頃より労働災害防止など労働基準行政の推進に多大なるご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

令和4年を振り返りますと、春に新型コロナウイルス感染防止の行動制限が解除され景気好転の期待があったところですが、燃料・原材料価格の高騰やドル/円レートの急激な変動などがリスク要因として見過ごせないところであり、新型コロナウイルスの感染状況もいまだ収束が見えず、先行き不透明感がぬぐえないこととご推察申し上げます。こうした状況においても引き続き新型コロナウイルス感染防止に取り組んでいただきますようお願いいたします。

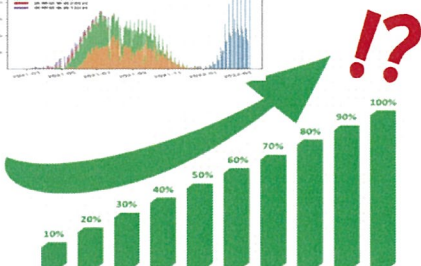
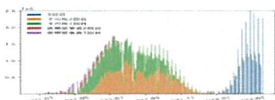
さて、令和4年は第13次労働災害防止計画(第13次防)の最終年でありましたが、当署における休業4日以上死傷者数は、速報値ながら12月末現在、死亡災害2件を含む414件、前年比34.4%(106件)、ほぼ全ての業種で増加しており、新型コロナウイルス感染症による146件を差し引いても、第13次防の目標値249件以下(平成29年263件の5%減)を達成することができず、極めて不本意な結果となりました。

事故の型別では、新型コロナウイルス感染症を除きますと、令和3年に引き続き「転倒災害(81件)」が最多となっており、そのうち21件は冬季の事業場内での玄関、屋外通路、駐車場の積雪・凍結等によるものとなっております。当署では、令和4年12月から令和5年2月までを運動期間として「冬季無災害運動推進」に取り組んでいるところですので、各労働者への注意喚起をお願いいたします。

定期健康診断の有所見率については、当署に提出された平成29年から令和3年までの5年間の定期健康診断結果報告によりますと、令和2年(65.9%)までは増加傾向にありましたが、令和3年は64.0%と1.9%減少しており、所見者に対する医師の意見聴取及び保健指導・就業上の措置の徹底等、労働者の健康管理への取り組みもお願いいたします。

本年4月からは、中小企業の月60時間超えの時間外労働に係る割増賃金率の引上げの猶予の廃止、新たな化学物質規制の一部適用及び労働安全衛生法の保護対象に見直し等が予定されておりますので、これら法改正、規則改正についても適切な対応をお願いいたします。

結びに、この令和5年が会員事業場の皆様方にとりまして実り多い1年となりますよう、益々のご隆盛とご多幸を心から祈念申し上げ、新年のご挨拶といたします。



STOP !!
転倒災害

上越労働基準監督署 からのお知らせ

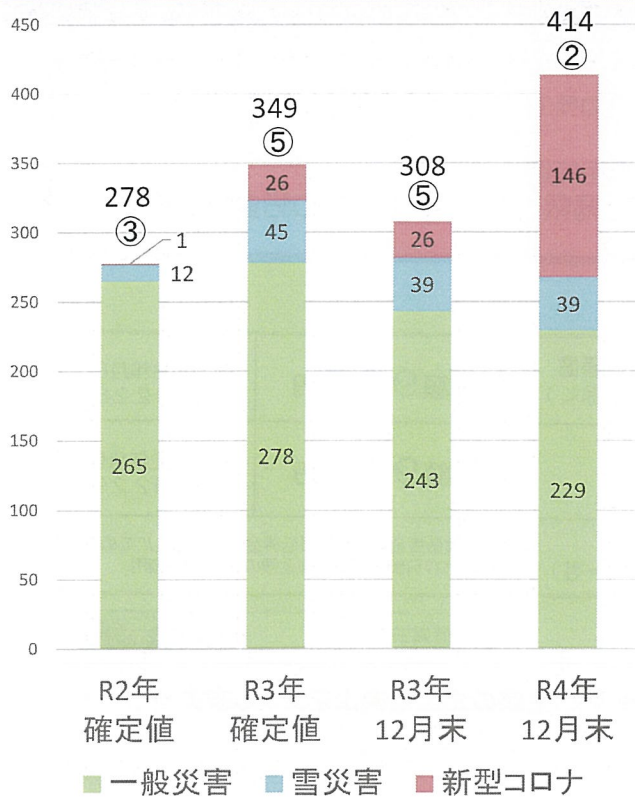
～ 次頁からのリーフレットをご覧ください ～



- 1 労働災害発生状況(令和4年)**
- 2 必ず確認 最低賃金**
- 3 STOP! 長時間の荷待ち
自動車運転者の「安全確保の徹底」**
- 4 有害業務に係る
歯科健康診断結果報告書(新設)**
- 5 冬季無災害運動推進(12/1～2/28)**

詳細は上越労働基準監督署に
お問い合わせ下さい!!
☎ 025-523-2111(代表)

上越監督署管内 労働災害発生状況



令和4年の休業4日以上労働災害は、12月末速報値で、前年同期比+106件の414件発生し、第13次防の目標値である「休業災害249件以下・死亡災害ゼロ」は達成できませんでした。

令和5年は、災害急増の要因となった新型コロナウイルス感染症の抑制に加え、年初の降雪期においては転倒災害、墜落災害の防止の徹底を図る必要があります。

また、平成30年以降業種を問わず連続発生している死亡災害の撲滅に向け、管内事業主・労働者の皆さんの協力の下、災害防止の取り組みを推進します。

(R5.1)

近年の上越署管内の死亡災害

発生	業種	発生状況
R4年5月	農 業	ゴルフ場のグリーンの転圧作業中、転圧ローラー付き作業車が斜面で横転し、当該作業車の下敷きになった
R4年2月	建 設 業	トンネル工事で間詰めコンクリートの打設作業中、型枠が倒壊し下敷きになった。
R3年8月	鉋 業	作業現場から現場事務所への山道をワンボックスバンで走行中、路肩の盛土を乗り越え、車両ごと50m下に転落した。(2名死亡)
R3年8月	農 業	用水路の除草作業中スズメバチに刺され、アナフィラキシーショックにより死亡した。
R3年8月	商 業	自動車解体作業中に漏れ出したガソリンから出火し、着衣に延焼し、全身に火傷を負った。
R3年1月	建 設 業	資材置き場の物置付近で倒れているところを発見された。物置の屋根雪除雪のために移動はしご昇降中墜落したものと推定される。

使用者も、労働者も、

必ず確認、最低賃金

新潟県最低賃金

効力発生效年月日 R4年10月1日

時間額 **890** 円

適用範囲
新潟県内で働くすべての労働者に適用

特定最低賃金

電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業（電球製造業及び電気計測器製造業を除く）	時間額 965 円	効力発生效年月日 R4.12.28
自動車（新車）、自動車部品・附属品小売業	時間額 961 円	効力発生效年月日 R4.12.29
各種商品小売業 （衣食住にわたる商品を小売する百貨店、総合スーパー等）	新潟県最低賃金額が特定最低賃金額を上回ったため、R4.10.1から新潟県最低賃金額の890円が適用。	

最低賃金制度

検索

業務改善助成金

～ 中小企業の生産性向上を支援します ～

設備投資などを行って、事業場内の最低賃金を一定金額以上引き上げた場合にその費用の一部を助成します。

発荷主・着荷主・元請運送事業者の皆さまへのお願い

STOP! 長時間の荷待ち

- ・長時間の恒常的な荷待ちは、自動車運転者の長時間労働の要因となります。
- ・物流を支える自動車運転者の健康のためにも長時間の荷待ちの改善に向けてご理解とご協力をお願いします。
- ・トラック運送事業者とも相談し、ぜひ前向きな検討をお願いします。



いえいえ。

荷主というのは、

荷物の出し手である発荷主だけでなく、荷物の受け取り手である着荷主も該当します。また、会社の規模なども関係ありません。皆さんの行動も、トラックドライバーの方の長時間労働の削減のためにととても大切です。



当社は商品を受け取るだけなので関係ないですね。

荷物の受け取り先



大きい会社のごとかな。うちは小さいから関係ないはずね。

中小企業

取り組み例

- ・納品時間の指定を柔軟にする
- ・納品を特定の曜日・時間帯に集中させない
- ・積込場所を分散し1か所当たりの車両台数を減らす
- ・パレットを用いるなどで荷役作業の時間を短縮する
- ・注文からお届けまでの期間に余裕をもたせる



「荷主と運送事業者の協力による取引環境と長時間労働の改善に向けたガイドライン」
（厚生労働省・国土交通省・公益社団法人
全日本トラック協会（2019/08））

荷待ち時間の改善に当たっては、新潟労働局監督課の「労働時間管理適正化指導員」にご相談ください。ご希望があれば、個別に訪問して、取組事例やメリットなどをご説明いたします。（Tel 025-288-3503）

自動車運転者の「安全確保の徹底」にご協力をお願いします！

陸上貨物運送事業における労働災害が高止まりしています。自動車運転者の安全確保のためには、荷主、配送先、元請事業者等の皆さまの取り組みが不可欠です。

新型コロナウイルス感染症拡大により配達需要が増加している中、一人ひとりが安全に安心して働けるよう、安全対策に取り組みましょう！

厚生労働省では、自動車運転者の安全確保のため、以下のガイドラインを策定しています。

具体的な実施事項等は、**裏面のチェックリスト**で確認ください。

陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン

陸運業に従事する労働者の荷役作業での労働災害を防止するために、**荷役作業場所における安全の確保等**、陸運事業者、荷主、配送先、元請事業者などが取り組むべき事項を示したものの。



ガイドラインのポイント

交通労働災害防止のためのガイドライン

交通労働災害の防止を図るための指針として、**安全な走行ができない可能性が高い発注の禁止等**、事業者や運転者の責務と、荷主、元請事業者等による配慮事項等を示したものの。

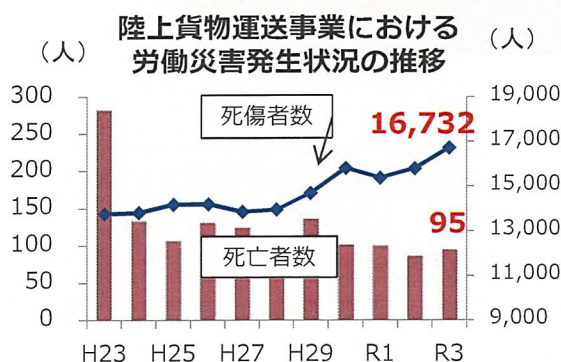


ガイドラインのポイント

陸上貨物運送事業における労働災害の傾向

災害は増加傾向

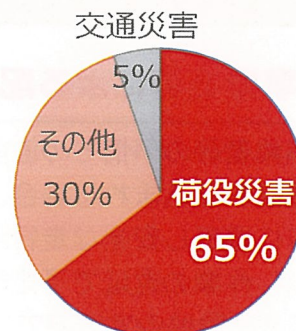
毎年約15,000人が被災しています。



出典：労働者死傷病報告(休業4日以上)、死亡災害報告

7割が荷役作業で発生

毎年約10,000件の災害が荷役作業で発生しています。



※令和2年の死傷者数15,815人のうち、無作為に1,000件を抽出し、集計したもの
※内訳は作業内容(令和2年)



安全対策ができているか、以下のチェックリストで確認してください

荷役作業の安全対策チェックリスト

(「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」より)

① 貴社の荷役場所を安全な状態に

- 荷の積卸しや運搬機械、用具等を使用するための十分な広さを確保している
- 十分な明るさで作業している
- 着時刻の分散など混雑緩和の工夫をしている
- 荷や資機材の整理整頓をしている
- 風や雨が当たらない場所で作業している

② 墜落、転倒、腰痛等の対策

- 墜落や転落を防ぐ対策をしている
(手すりやステップ、墜落制止用器具取付設備(親綱等)の設置等)
- つまづきやすい、滑りやすい場所の対策をしている
(床の段差・凹凸の解消、床面の防滑、防滑靴の使用等)
- 人力で荷を扱う作業では、できるだけ機械・道具を使用している

③ 陸運事業者との連絡・調整

- 荷役作業を行わせる陸運事業者には、事前に作業内容を通知している
- 荷役作業の書面契約をしている
- 配送先における荷卸しの役割分担を安全作業連絡書等で明確にしている
- 安全な作業を行えるよう余裕を持った着時刻を設定している

※ 上記は、同ガイドラインに示している事項のうち主要なものを記載しています。
詳細についてはガイドライン本文を参照ください。

交通労働災害防止対策チェックリスト

(「交通労働災害防止のためのガイドライン」より)

荷主、元請事業者等による配慮

- 荷主、元請事業者等の事情での直前の貨物の増量による過積載運行を行わせていない
- 到着時刻の遅延が見込まれる場合、到着時刻の再設定やルート変更等を行っている
- 改善基準告示に違反し安全な走行ができない可能性が高い発注をしないようにしている
- 荷積み・荷卸し作業の遅延で予定時間に出発できない場合、到着時間を再設定し、荷役作業開始まで荷主の敷地内で待機できるようにしている

ご不明な点は、最寄りの都道府県労働局、労働基準監督署へお問い合わせください。

2022（令和4）年10月1日から 歯科健診の結果報告が すべての事業場に義務化されます

- 有害な業務※に常時従事する労働者に対し、事業者は歯科健康診断の実施を義務づけられています。（労働安全衛生規則第48条）
- 労働安全衛生規則が改正され、10月1日からは、常時使用する労働者の数にかかわらず、すべての事業場に報告が義務付けられます。



※有害な業務とは（労働安全衛生法施行令第22条第3項）

塩酸、硝酸、硫酸、亜硫酸、弗化水素、黄りんその他歯またはその支持組織に有害な物のガス、蒸気または粉じんを発生する場所における業務

有害な業務に係る歯科健康診断結果報告書（新設）

今回の改正で報告様式も変わります。10月1日からは新しい様式を使用してください。

様式第6号の2（歯科健康診断）（変更）

有害な業務に係る歯科健康診断結果報告書

80315 0123456789

労働保険 番号											労働者 番号				
労働年 度	9:令和 (月～月分) (報告 年度)		健診年月日		9:令和										
事業の 種類	事業場の 名称														
事業場の 所在地				郵便番号()		電話番号 ()									
健康診断実施 機関の名称															
健康診断実施 機関の所在地															
取扱有害物質・ 業務内容		物質													
項目		業務内容													
労働安全衛生法施行令 第22条第3項に掲げる 業務に従事する労働者数		[]人													
常時労働者数		[]人													
所見のあつた者の人数		[]人													
氏名		[]													
所属機関の名称 及び所在地		[]													
年 月 日		[]													
[]		[]													

厚生労働省労働基準局

発行印

変更点

- 歯科健康診断結果の報告書様式が新たに定められました。
- 定期健康診断結果の報告様式からは、歯科健診の記載欄がなくなります。

各種健康診断結果報告書は、厚生労働省のウェブサイトに掲載しています。
ダウンロードしてご利用ください。



<https://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/anzeneisei36/18.html>

冬季 無災害運動推進

運動期間

2022年12月1日～2023年2月28日



凍結も圧雪もシャーベットも
転倒リスクが潜んでいます



冬季特有災害の事故の型では転倒災害が大部分を占め、特に事業場内の玄関、屋外通路、駐車場で多く発生しています。

冬季特有災害の半数は気温の低い深夜から早朝に発生しており、最高気温が氷点下の日には昼間時間帯にも多く発生しています。翌日が氷点下まで冷え込む前日には、注意喚起をしましょう。

冬季無災害期間前に、照明設備の確認や凍結防止剤・マット等の準備をしましょう。

こんな所が危険です！



転倒災害防止のポイント

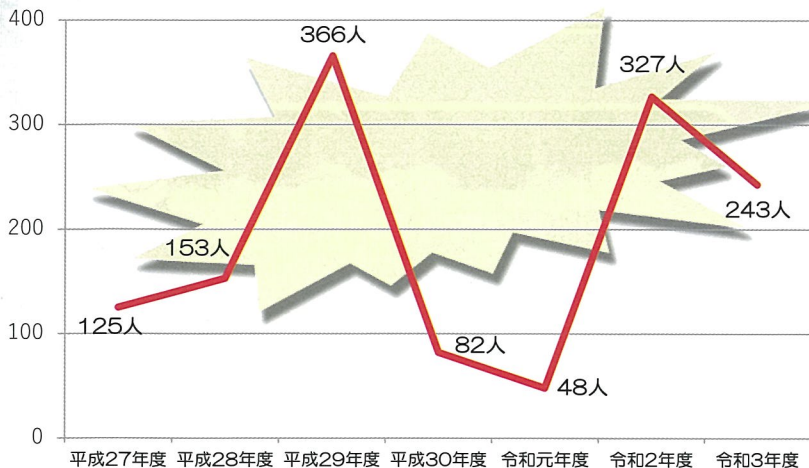
- ①屋外通路には、凍結防止剤を散布することにより凍結による転倒災害を防止する。
- ②事業場玄関には、転倒防止用シート・マットを敷くことにより、滑りにくくし転倒災害を防止する。
- ③夜間・早朝の駐車場から事業場玄関までを安全に歩行できるように、十分な照明設備を備え、転倒災害を防止する。
- ④耐滑性の高い靴を履くことで、滑りにくくし転倒災害を防止する。
- ⑤屋外歩行では、両手に荷物を持ったり、ポケットに手を入れるなどせず、万が一転倒しても受け身を取れるようにし、被害を最小限にする。



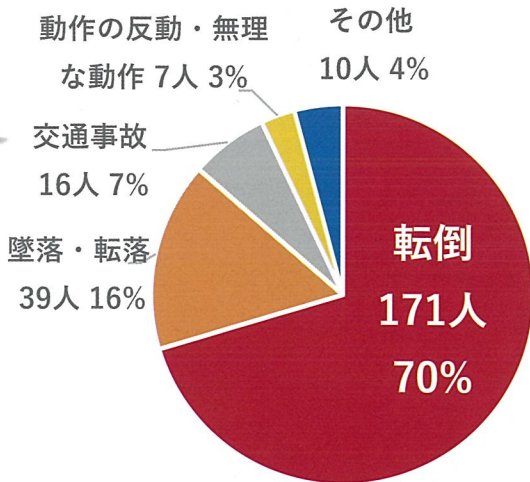
新潟労働局・各労働基準監督署

雪による労働災害に注意!!

雪による労働災害発生件数の推移（新潟県_休業4日以上）



事故型別労働災害発生状況（新潟県_休業4日以上）

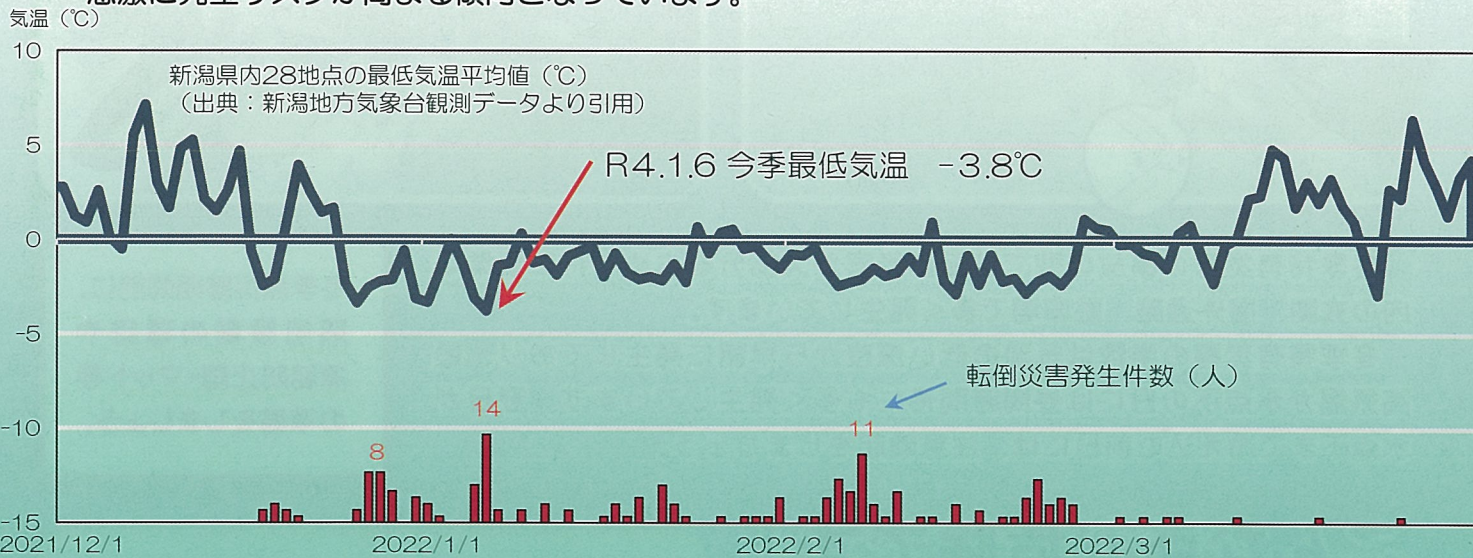


※ 統計期間「令和3.12.1～令和4.3.31」

冬季無災害運動期間中（12～3月）の転倒災害発生状況

積雪・凍結等による転倒災害では…

最低気温は、その地域によってバラツキはありますが、相対的に最低気温が氷点下2度以下となると、急激に発生リスクが高まる傾向となっています。



大雪や低温に関する気象情報を迅速に把握しよう！

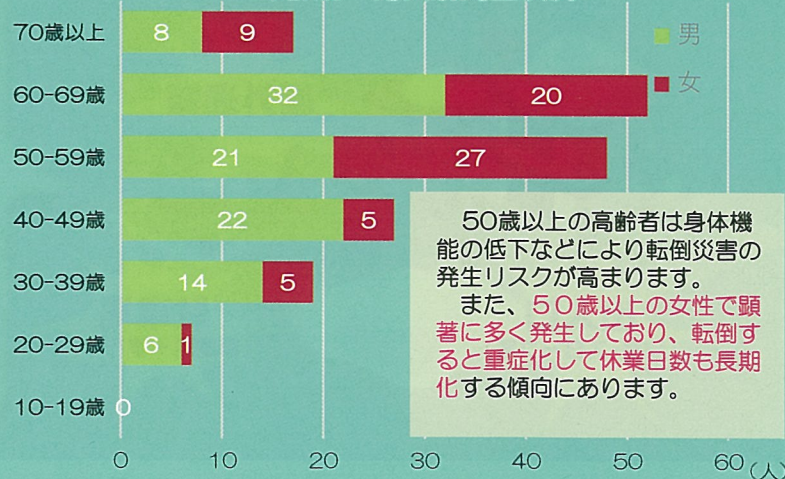
（参考）

新潟県ホームページ「新潟県の雪の情報」
<http://www.chiiki.pref.niigata.jp/yuki/>



敷地内の出入口、駐車場、屋外通路の転倒リスクの重点的な点検、注意喚起等、労働者の年齢・性別に応じた対策を取りましょう！

年齢別・男女別発生状況



50歳以上の高齢者は身体機能の低下などにより転倒災害の発生リスクが高まります。
また、50歳以上の女性で顕著に多く発生しており、転倒すると重症化して休業日数も長期化する傾向にあります。

STOP 転倒災害

検索

※表の数値は労働者死傷病報告（休業4日以上）の雪による転倒労働災害（243件）を分析したものです。